

学修の成果にかかる評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準

(必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位)

学修の成果にかかる評価（単位の授与）に関する学則の規定

(単位の授与)

第13条 一つの授業科目を履修した者に対しては、学力試験（論文を含む）の成績・平素の学習 状況等を総合的に評価して当該授業科目について単位を与えるものとする。定期試験は、必要に応じて毎学期の終わりにその学期に授業を行った全科目について行う。但し、科目により特別の事情がある場合は他の時期に行うことがある。なお、成績評価基準についてはシラバスに明示する。

- 2 評価は、S・A・B・C・Dの段階で表し、C以上を合格とする。
(S=90点以上、A=80~89、B=70~79、C=60~69、D=59点以下)
- 3 定期試験において、成績不良（D=59点以下）の場合は、教授会の意見を聞いて学長が許可し、所定の手続きを経て再試験を設ける。
- 4 病気その他やむを得ないと認められた事由により、試験を受けることができなかった者が、所定の手続きに従って願い出たときは、教授会の意見を聞いて学長が許可し、追試験を行うことがある。
- 5 出席時間数が学則に定められた時間数の3分の2に満たない者は当該科目の履修は認定されない。
- 6 授業料等未納者は単位を修得することができない。

修業年限・必要修得単位数等については下記の通りである。

修業年限	卒業必要 単位数	科目区分ごとの 修得単位数			取得可能な学位及び 専攻名称
		必修	選択	自由	
2年	66単位	35単位	31単位	0単位	短期大学士（保育学）